

申告受付会場と日時

受付会場	受付日時	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月1日(水)～3日(金)・6日(月)	9:00 ～ 15:00
戸塚公民館	2月7日(火)・8日(水)	
芝市民ホール (芝支所と併設)	2月9日(木)・10日(金)	
新郷公民館	2月14日(火)	
神根公民館	2月15日(水)	
安行公民館	2月16日(木)	9:00 ～ 16:00
市役所本庁舎 5階大会議室	2月17日(金)～3月15日(水) (土・日曜日除く) 2月19日(日)・26日(日)は 受付	

- ※所得税の住宅借入金等特別控除は受け付けできません。税務署にお問い合わせください。
- ※各会場の受付は給与・公的年金などの所得に限ります。市民税課にお問い合わせください。
- ※各会場の初日は大変混雑します。混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。
- ※駐車台数には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



税金を知ろう⑩

市民税・県民税の申告はお早めに！

平成29年度分(平成28年分)の市民税・県民税の申告を受け付けます。会場と日時を確認の上、ご来場ください。平成28年度の申告をしたかたには、平成29年度分の申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

申告が必要なかた

- 平成29年1月1日現在で市内に住所があり、平成28年1月1日～12月31日に次の(1)～(5)の所得があり、所得税の確定申告をしないかた。
 - 給与所得(パート・アルバイト賃金を含む)
 - 勤務先が川口市へ給与支払報告書を提出していないかた
 - 2社以上から給与の支払いを受けたかた
 - 1社から給与の支払いを受け、給与以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です
 - 医療費控除などの控除を受けようとするかた
- 雑所得
 - 公的年金などの収入があり、社会保険料控除・扶養控除などの控除を受けようとするかた
- 事業所得
 - 営業・農業などの所得があったかた
- 不動産所得
 - 土地・家屋などの貸し付けによる所得があったかた
- 配当・譲渡・一時所得
 - 株式などによる利益の配当・資産の譲渡から生ずる所得・生命保険契約などに基づく一時金などがあつたかた

- 扶養者が市外在住のかた(単身赴任中の夫に扶養されている配偶者のかたなど)
- 所得のないかたで、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で申告が必要なかたや税証明書を必要とするかた
- 平成29年1月1日現在で、市内に住所はないが、事業所などが市内にあるかた

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

※確定申告するかた
 ※還付申告の場合は、申告する

たの預貯金口座番号のわかるもの

□「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されているかたのみ)も必要です。
 所得税の確定申告をされるかたは、市民税・県民税の申告は不要です。

マイナンバーの記載と本人確認書類

マイナンバー法に基づき、申告手続き時は、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
 ※本人確認書類は、「番号確認：正しいマイナンバーであること」の確認と「身元確認：申告書などがマイナンバーの正しい持ち主であること」の確認が必要になります。

1点で確認できるもの

マイナンバーカード
 (番号確認と身元確認が行えます)

2点以上で確認できるもの

マイナンバーカードをお持ちでないかた

- ①番号確認書類
- +
- ②身元確認書類(1点または2点)

①番号確認書類：通知カード、マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書などの

うち一つ

②身元確認書類

1点で済むものと2点必要な書類があります。

1点必要な書類：市役所から送られた住所・氏名の印字された申告書、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

2点必要な書類：税金・社会保険料・公共料金の領収書、納税通知書、母子健康手帳など

詳細は市ホームページをご覧ください。

※マイナンバーは市民税・県民税の賦課徴収事務、税務調査に関する事務のため利用します。

郵送での申告がおススメ

申告会場は大変混雑するため、郵送での申告をおすすめします。

申告書に住所・氏名・生年月日・電話番号・必要事項(所得や所得控除など)を記入、押印し、番号確認書類(マイナンバーカードなど)のコピー・必要書類(控除証明書など)を同封の上、返信用封筒で郵送してください。(切手不要)
※記入内容を電話で確認することがあります。

各種所得控除の申告も忘れずに

所得控除を申告すると、税負担が軽減します。

配偶者(特別)控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除・勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除など
※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをされたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていても申請がなかったものとみなされます。ふるさと納税分の寄附金控除も忘れず申告してください。

主な税制改正

◇日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

国外に居住している親族の扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)を受ける場合は、①親族関係書類と②送金関係書類の添付または提示が必要になります。

なお、公的年金などの源泉徴収または給与などの年末調整の際に源泉徴収義務者に①と②を添付または提示した場合は、市民税・県民税申告時は不要です。

不動産の公売

市税などの滞納で差し押さえた財産を公売します。

日 2月14日(火) 場 鳩ヶ谷庁舎

売却区分番号	見積価額		財産種別	財産所在地	面積(m)	
	公売保証金					
納-1	21,100,000円		土地付建物	上青木二丁目	241.81	
	2,110,000円				土地	
納-2	14,300,000円		マンション	本町三丁目	59.71	
	1,430,000円				専有面積	
納-3	14,200,000円		土地付建物	元郷四丁目	99.30	
	1,420,000円				土地	
納-4	3,360,000円		マンション	青木三丁目	41.22	
	340,000円				専有面積	
納-5	19,500,000円		マンション	末広一丁目	56.54	
	1,950,000円				専有面積	
納-6	8,200,000円		マンション	上青木三丁目	62.04	
	820,000円				専有面積	
納-7	5,950,000円		マンション	西青木五丁目	41.88	
	600,000円				専有面積	

売却区分番号	見積価額		財産種別	財産所在地	面積(m)	
	公売保証金					
特債-1	14,000,000円		土地付建物	足立区東伊興二丁目	89.66	
	1,400,000円				土地	
特債-2	17,100,000円		土地付建物	大字東本郷字台	158.70	
	1,710,000円				土地	
特債-3	27,900,000円		土地付建物	西川口二丁目	186.98	
	2,790,000円				土地	
特債-4	公売中止					
特債-5	14,900,000円		マンション	本町三丁目	56.20	
	1,490,000円				専有面積	
特債-6	17,100,000円		土地付建物	南鳩ヶ谷三丁目	115	
	1,710,000円				土地	
特債-7	7,200,000円		マンション	鳩ヶ谷緑町二丁目	49.32	
	720,000円				専有面積	
特債-8	21,200,000円		マンション	西青木二丁目	68.28	
	2,120,000円				専有面積	

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7642

※公売財産の詳細は、市ホームページをご覧ください。
完納などにより、中止になる場合があります。

税務署からのお知らせ

申告書は、自宅で作成し郵送で提出を

例年、確定申告会場は大変混みあい、手続きが終了するまで平均90分(最大3時間超)かかります。会場では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」と同じものを使いご自身でパソコンを操作して申告書を作成します。

国税庁ホームページから自宅などで確定申告書を作成できますので、郵送で提出してください。

※收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

問い合わせ…確定申告書等作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

確定申告会場はSKIPシティ

日 2月16日(木)~3月15日(水)受付時間9:00~16:00

※土・日曜日を除く(2月19日(日)・26日(日)は開場)

※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

場 SKIPシティ総合棟 1階多目的ホール(上青木3-12-18)

SKIP会場で納付は取り扱っていません。

SKIP会場開設期間中は、税務署庁舎内には確定申告相談会場はありません。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表)

西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)

※自動音声に従い番号「0」を選択してください。

※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。

